

ABLガイドライン

平成 20 年 5 月

経済産業省

< 目 次 >

第1章 はじめに	1
第2章 ABL実施上の留意点	4
1. 借り手への説明	5
2. 過剰な担保取得の回避	6
3. 手数料等に関する留意点	6
第3章 担保物件の評価に関する留意点	7
1. 適切な評価	8
2. 評価の独立性	8
3. 評価報酬の独立性	9
4. 評価事業者（又は評価者）の利害関係の明示	9
5. 評価の根拠の明示	10
6. 評価に使用した情報の保存	10
7. 評価に使用した情報の秘密保持	11
第4章 担保物件のモニタリングに関する留意点	12
1. 適切なモニタリング	13
2. コベナントに関する留意事項	13
3. モニタリングで得た情報の機密保持	14
4. 信用悪化時等における法令等の遵守	14
第5章 担保物件の換価・処分に関する留意点	16
1. 担保物件の処分実施の判断	17
2. 換価処分の実施時における留意点	17
3. 処分内容の説明	18
4. 換価処分における公正な取引の推進	18
5. 処分の独立性の確保	19
6. 処分に関する情報の機密保持	19
7. 処分物件に関する法令等の遵守	20
8. 余剰（清算金）の返還	20

第 1 章 はじめに

ABL (Asset Based Lending : 動産・債権担保融資) は、企業が有する在庫や売掛債権、機械設備等の事業収益資産を活用した金融手法である。ABL は、不動産等の担保提供資産が少ない企業への融資、ライフサイクルに応じた企業への支援、内部留保が手薄な成長志向の企業への融資や、借り手と貸し手のリレーシンの構築、或いは強化に役立つため、我が国の中堅・中小企業金融の円滑化、企業の潜在的な成長力の顕在化などに資するものと期待されており、不動産担保や個人保証に過度に依存しない新たな金融手法として、その普及を促すことが重要である。

しかしながら ABL は、我が国では、その取り組みが始まって日が浅いことから、金融実務の慣行が定まっていない。しかも ABL は、通常の融資の審査に加え、担保物件の評価・管理・処分といった業務を伴い、貸し手だけではなく、こうした各業務を専門的に実施する事業者等との連携も含めた実務が必要となる場合が多い。加えて、ABL は、事業そのものに関わる資産を担保とする金融手法であるので、借り手が ABL という手法を十分理解することも重要である。こうした観点から、ABL に関与する事業者が、一定の共通した理解と連携の下で実務を積み重ねていくことが、ABL 市場の健全な発展のためにも重要と考えられる。

もとより ABL は、民間の事業者が中心となって取り組むべき手法であり、与信リスクや法的リスクの判断、業務手順の設計等は、各事業者が自らの責任において実施すべきことはいうまでもないが、公正な取引を推進し、ABL を透明性の高い市場として発展させていくためには、ABL に関する一定の実務指針が必要であると考えられる。このため、ABL に携わる事業者が「共通認識に立てるインフラ」として活用し得る実務指針を、「ABL ガイドライン」として、以下のとおり取りまとめた。

なお、本ガイドラインは、「主文」と「説明」により構成されているが、「主文」は、指針となるべき内容をできるだけ簡潔に表現することに努め、「説明」は、主文の意図するところの理解を深めるため、現状見られる事例、あるいは懸念される事態等を用いて具体的な内容を解説したものとなっている。したがって、文中使用した事例にかかる部分については、まだ多くの ABL 事例が積み上がっていない現状において、解り易さを優先して採用したものであり、今後、より適切な事例が起こりうることに留意する必要がある。

ABL ガイドラインの目指すところは、第 1 に、ABL が借り手の重要な事業収益資産を担保として活用することに鑑みて、担保設定や換価市場における法令遵

守や公正で秩序ある活動を推進することである。そして第2に、ABLが我が国経済の発展に寄与する可能性を踏まえて、ABLを活用しようとする借り手から見て透明で効率的な市場の早期発展を促進するための新たなレンディング・プラクティスの確立を目指して、借り手、貸し手、専門事業者が協力・連携できる素地を培うことである。

このABLガイドラインが、ABLに取り組むすべての事業者にとって共通の理解を促進する糧となり、ABLが融資慣行における新たなスタンダードとしての地位を確立することに寄与するとともに、ひいては、ABL市場の早期発展に大きく資することを期待するものである。

第 2 章 ABL 実施上の留意点

1．借り手への説明

貸し手は、ABL を実行する借り手に対して、その融資条件や譲渡担保契約の内容等、ABL に関する十分な事前説明を行う。

【説明】

ABL は企業の事業そのものに着目し、動産や債権といった事業に基づくさまざまな資産の価値を見極めて行う融資である。ABL は、近年我が国でも広がりつつある手法であるが、多くの貸し手が一般的に用いている手法となるまでには至っていないため、現時点では確立されたレンディング・プラクティスというものはない。こうした状況を踏まえれば、ABL を利用しようとする借り手の知識は、貸し手以上に乏しいのが通常である。したがって、今後、ABL 市場が健全に発展していくためには、貸し手が ABL に取り組むにあたって、ABL 利用者の保護という観点から、借り手に対し、一般的な融資に関する説明以外にも ABL の特徴に関する ABL 固有の説明を十分に行い、借り手の理解と納得の確保に努める必要がある。

なお、ABL 固有の説明としては、融資条件や譲渡担保契約等としているが、具体的には以下のような内容が含まれる。

例えば、融資条件に関する説明として想定されるものは、担保内容、担保の評価（評価会社採用の有無を含む）、モニタリングの内容、評価・モニタリングにかかる手数料発生の有無と借り手の協力の必要性、一定の融資（変動）枠の設定、一定の条件の下での代表者個人保証の免除等が挙げられる。

また、譲渡担保契約の内容に関する説明としては、動産担保・債権担保の概念、動産・債権譲渡登記をはじめとする対抗要件の手法に関する一般的な説明や個別の契約条項、登記に係る諸費用の負担についての説明等が挙げられる。なお、動産・債権譲渡担保権については、抵当権のような後順位の担保設定の効力等は必ずしも明らかではないことから、貸し手は、既に複数の貸し手との取引がある借り手に対して ABL を実施する場合には、借り手の知識、経験等を踏まえ、必要に応じて、当該 ABL 案件が他の貸し手からの資金調達に影響を与え得ることを、借り手に説明することも考えられる。

2．過剰な担保取得の回避

貸し手は、ABL の実行に際し、債権保全に必要な限度を超えて、過剰な担保取得とならないよう配慮する。

【説明】

ABL は、担保物件が特定の貸し手に集中(一本化)されやすいため、貸し手は、ABL の実行に際して、債権保全に必要な限度を超えて、過剰な担保を取得することとならないよう留意するとともに、担保取得が優越的な地位の濫用と誤認されないよう十分に配慮する必要がある。

例えば、ABL に係る処分市場が未発達な中では、処分可能額の不確実性が大きいため、担保価値の判断についても貸し手によって大きく異なるケースが見込まれる。また、譲渡担保権についても後順位の設定の効力は必ずしも明らかではないため、より担保価値を高く評価した貸し手が現れた場合においては、これらの新たな貸し手からの資金調達の可能性が損なわれてしまうというような事態が起こる可能性も否定できない。

したがって、貸し手としては、融資額と担保物件の評価に照らして合理的な担保の設定範囲に留意し、過剰な担保取得とならないよう、また優越的地位の濫用と誤認されないよう留意することが重要である。

3．手数料等に関する留意点

貸し手は、ABL の実行に際して借り手が負担するコストにつき、みなし利息に該当する可能性があることに留意する。

【説明】

貸し手は、融資に関連した手数料等が利息の一部とみなされれば、当該手数料等を含めて、利息制限法や出資法の観点で問題となる可能性があることに留意する必要がある。

第 3 章 担保物件の評価に関する留意点

1．適切な評価

貸し手は、担保物件に関して適切な評価を行う。また、必要に応じて評価業務（全部または一部）を外部へ委託する場合においても同様である。

【説明】

ABL に係る担保物件は、借り手の在庫、売掛金、設備等の資産であることから、借り手の業種・業態、企業規模等によって多種多様な内容に亘ることが想定されるが、貸し手としては、その評価を適切に行うことが必要である。

なお、担保物件によっては、貸し手自らが評価を行う場合もあるが、貸し手の知識・経験等では評価ができない場合も多くあり、その場合、専門性を有する外部事業者を利用することが考えられる。この場合においても、最終的には評価の合理性は貸し手が説明責任を負うものであることから、当該外部事業者の評価の適切性についても留意する必要がある。

また、貸し手は、借り手の与信枠、担保物件の内容又は経営規模の状況等に応じて、簡易な評価を採用する等、柔軟な対応を検討することも必要である。

2．評価の独立性

評価事業者（又は評価者）は、貸し手等、利害関係のある者の利益のために、自己の判断と異なる評価を行ってはならない。また、評価事業者（又は評価者）は、貸し手等、利害関係のある者から提供された情報を、そのまま根拠なく評価に用いてはならない。

【説明】

評価事業者（又は評価者）の実務において、貸し手等、利害関係のある者の期待に添う評価をすることにより受託案件を増加させるといったモラルリスクが存在する。したがって、あらかじめ決められた評価の水準や方向性に沿った評価を行うことなど、自己の判断と異なる評価を行ってはならない。

また、例えば、評価のためのインプット情報として、貸し手が借り手からインサイダーとして得ている情報を提供する場合が想定されるが、そうした情報は貸し手や借り手の利害等を反映したバイアスを持っている可能性がある。即ち、特に利害関係者から提供された情報をそのまま鵜呑みにして評価に用いた場合には、評価結果を歪める可能性があるため、評価事業者（又は評価者）は、

これを根拠なく評価に用いることは避けるべきである。

3．評価報酬の独立性

評価事業者（又は評価者）は、評価報酬を、コストに基づき合理的に見積もる。また、評価結果が貸し手等、利害関係のある者の期待に添うか否かによって、評価案件の報酬額を左右してはならない。更に、評価結果に連動した評価報酬の算定方法については、それによって評価が歪められる可能性のある場合においては採用しない。

【説明】

評価報酬の算定については、コストに基づき合理的に見積もることを標準とすべきである。

また、あらかじめ決められた評価の水準や方向性等、貸し手、利害関係のある者の期待に添う評価をするか否かによって評価報酬が左右されること等は、評価に対する信頼性が損なわれるため、あってはならない。

更に、高めの評価をした方が評価報酬が増えるような場合も、評価において評価額を高めに算定する誘引が働き、評価結果が歪められる可能性がある。このような場合においては、評価報酬の算定方法について、評価額と単純に連動するような方法は避ける必要がある。

4．評価事業者（又は評価者）の利害関係の明示

評価事業者（又は評価者）は、評価の対象である物件や、借り手等当該 ABL 案件に係る関係者との間で利害関係を有している場合は、その旨と利害関係の内容を、事前に業務の委託者に通告するとともに、評価報告書等に明記する。

【説明】

評価事業者（又は評価者）が評価対象物件や借り手等の当該 ABL 案件の関係者と利害関係を持っている場合は、評価結果に影響を及ぼす可能性が否定できない。他方で、現状では評価事業者（又は評価者）の数が限られていることや、貸し手自らが評価を行う場合も想定されること等を勘案すれば、利害関係があるというだけで、評価業務を受託することそのものを禁じるのは現実的ではな

い。このため、評価結果を利用する貸し手等評価業務の委託者の自己責任に基づく判断や、事後的な検証を有効なものとするため、評価事業者（又は評価者）は、業務の委託者に対し、当該利害関係の内容を事前に通告するとともに、評価報告書等に記載しておくことが必要である。

5．評価の根拠の明示

評価事業者（又は評価者）は、評価報告書において、評価結果だけではなく、使用した評価方法、前提条件、インプットされた情報の概要、及び必要に応じてその根拠を記載する。

【説明】

評価結果をどのように活用して与信判断等に利用するかは、評価結果を利用する貸し手等の評価業務の委託者の自己責任においてなされなければならない。したがって、貸し手等の評価業務の委託者が評価結果の合理性等を判断するための十分な情報が、評価事業者（又は評価者）から提供される必要がある。

6．評価に使用した情報の保存

評価事業者（又は評価者）は、事後の説明責任を果たすため、評価に使用した情報を一定期間保存する。

【説明】

評価結果に関しては、ABL 案件を巡り法的な紛争が生じた場合や、監督官庁による検査が行われた場合等において、評価事業者（又は評価者）が評価報告書を提出した後であっても、当該評価結果に関する詳細な情報が必要になることが考えられる。

このような場合、評価事業者（又は評価者）としては、説明責任を果たすため、また、自らを守るという観点からも、評価に使用した一定の詳細情報を一定期間保存し、必要に応じてその内容を貸し手等評価業務の委託者に開示できるよう準備しておくことが望ましい。なお、可能であるならば社内規定等で整備しておくことも検討すべきである。

7．評価に使用した情報の秘密保持

貸し手及び評価事業者（又は評価者）は、ABL の評価に際して借り手から入手した情報に関しては、厳格に管理し、第三者に漏れることがないようにする。

【説明】

評価事業者（又は評価者）における評価実務においては、公開情報、独自のネットワークから入手した情報、借り手から入手した情報等、様々な情報が用いられると想定される。それらのうち、特に借り手から入手した情報に関しては、個別企業の事業内容や経営・財務状況にかかる機密情報に該当する 경우가多くあることから、厳格に管理のうえ、当該案件の依頼目的にのみ利用し、借り手の了承が得られない限り、当該情報が第三者に漏れることのないようにすべきである。また、独自のネットワークから入手した情報等その他の情報に関しても、借り手の機密保持の観点から、同様に厳格な管理を行うべきである。

第4章 担保物件のモニタリングに関する留意点

1．適切なモニタリング

貸し手は、担保物件に関して適切なモニタリングを行う。また、必要に応じてモニタリング業務（全部または一部）を外部へ委託する場合においても同様である。

【説明】

担保物件のモニタリングは、貸し手の債権管理・保全にとって重要な位置を占めることから、適切に行われることが必要である。また、モニタリングは、借り手の協力が無ければ成立しないことから、借り手に対しモニタリングの内容（範囲、詳細度、頻度等）について事前に十分説明し、その理解と納得を得ておく必要がある。他方、適切なモニタリングは、借り手の経営管理能力によっては経営改善を図れ、自らの事業価値を向上させる効果も期待できる。

モニタリングの内容を検討するに際しては、例えば、借り手の内部統制の程度や信用リスク、当該担保価値への依存度を勘案するほか、流動資産の場合は、評価における掛け目を決める際に想定した担保価値の不確実性を考慮して判断すること等が考えられる。

また、担保物件のモニタリングは、借り手にデータ作成や報告等の負担を求めることが多いことから、借り手に過度の負担とならないよう留意すべきであり、特に、借り手の与信枠、担保物件の内容又は経営規模の状況等によっては、簡易なモニタリングを採用する等、柔軟な対応を検討することも必要である。

なお、モニタリングの内容や貸し手の体制等の事情によっては、その業務（全部または一部）を外部の専門事業者に委託することも考えられるが、この場合においても、自らが行うのと同様、適切に実施されるよう、専門事業者との緊密な連携を図ることが必要である。

2．コベナンツに関する留意事項

貸し手は、コベナンツ契約を締結する場合は、借り手にとって過度な義務を課すものとならないよう留意する。また、コベナンツ契約については、借り手に対して十分説明し、理解と納得を得る。

【説明】

貸し手は、ABLの実行に際し、借り手との間で、コベナンツ契約の締結（又は

融資契約書等におけるコベナント条項の設定)をすることが一般的であるが、その内容については、借り手の行為を一方的に制限するなど、借り手にとって過度な義務を課すものとならないよう留意すべきである。即ち、コベナントの内容としては、借り手や担保物件の状況に応じて債権保全を図る必要がある一方で、借り手の実情に応じて、過度な負担とならないような内容及び程度のものに留める必要がある。

また、当該コベナント契約の内容を借り手に対して十分説明し、その理解と納得を得ることに努め、優越的地位の濫用と誤認されないようにすることも必要である。

なお、契約期間中においては、コベナントの遵守状況を継続的にモニタリングすることも重要である。

3．モニタリングで得た情報の機密保持

貸し手及びモニタリング業務の委託を受けた外部専門事業者は、担保物件のモニタリングにより取得した情報に関しては、厳格に管理し、第三者に漏れることがないようにする。

【説明】

モニタリングにより得られる情報は、借り手の内部情報であり、多くが機密に属するものである。このため、貸し手及びモニタリング業務の委託を受けた外部専門事業者は、当該情報を厳格に管理するとともに、モニタリングの目的外に使用することを含め、第三者に漏れることがないように留意しなくてはならない。

4．信用悪化時等における法令等の遵守

貸し手及びモニタリング業務の委託を受けた外部専門事業者は、借り手の信用悪化時やコベナント抵触時等の対応に関して、法令等を遵守する。

【説明】

ABL は、その手法の特性から、借り手の事業内容や財務内容に問題が発生したこと等による信用悪化時やコベナント事項への抵触時等において、借り手に対して一定の措置をとる場合が有り得、またその局面は、多様かつ複雑となるこ

とが多い。このため貸し手としては、そのような状況における対応方法等をあらかじめ十分に検討しておくとともに、それらの対応方法が法令等に反することがないように、一段の留意が必要である。

第 5 章 担保物件の換価・処分に関する留意点

1．担保物件の処分実施の判断

貸し手は、担保物件の処分の実施に際しては、適切なモニタリング等を踏まえて合理的に判断し、また法令等を遵守する。

【説明】

ABL は、借り手の事業収益資産を担保とすることから、担保物件の処分実施の時期によっては、事業そのものの停止や制限につながるケースがあり、一方で、借り手の経営状況によっては、事業継続を前提とした私的整理やM & A等に取り組むケースもある。したがって、担保物件を処分する際の目的や時期については、慎重かつ合理的な判断が求められる。

このため、例えば、担保物件の処分を検討するに当たっては、貸し手は適切なモニタリング等を踏まえ、借り手の協力の有無、担保物件の換価価値変動の予測、担保物件確保の確実性、利害関係人の動向等、必要な状況判断に基づき、処分実行の判断を行うことが求められる。加えて、当然ながら、各種の法令等にも基づき、適法に処分を実施することが必要である。

2．換価処分の実施時における留意点

担保物件の換価処分に際しては、貸し手及び処分事業者は、可能な限り、価格や時期など総合的に判断して、条件の良い換価処分となるよう努める。また、このために、有効かつ可能な状況では、借り手の協力も得られるよう努める。

【説明】

担保物件の換価処分に際して、特に在庫等の動産を担保とする場合では、既存の商流における処分とそれ以外の状況での処分では、価格が大きく異なることがある。このような場合において、貸し手及び貸し手が処分業務（全部または一部）を委託した場合の処分事業者は、協調・協力関係のもと、できうる限り、通常の商流や既存のブランド等を活用した処分方法をとること等により、より良い条件での換価処分となるよう配慮すべきである。また、借り手の協力を得た方が良い条件となる場合であって、借り手との関係で可能な状況では、借り手の協力を得ることが望ましい。

3．処分内容の説明

**処分事業者は、貸し手に対して、適切な時期に処分内容を十分に説明する。
また、可能な状況であれば、貸し手も借り手に対して説明を行う。**

【説明】

貸し手は、担保物件を合理的に処分するための事前の判断及び事後検証等の必要があり、貸し手が処分業務（全部または一部）を外部の事業者へ委託した場合には当該処分事業者からの処分内容に関する十分な説明が不可欠である。この場合、処分事業者の説明内容としては、換価処分の方法（買取り、仲介、オークション等の別）、処分実施時期、処分先、取引の条件等が考えられ、またこれらは、可能な範囲で書面により明示されることが望ましい。

また、ABL 担保物件の処分は、借り手の事業停止や制限につながる場合があり、貸し手と借り手の利害関係が対立しやすい局面でもある。このため、換価処分を円滑に実施する必要からも、可能な状況であれば、貸し手が借り手に対して適切な時期に十分な説明を行うべきである。

4．換価処分における公正な取引の推進

処分事業者は、担保物件の換価処分について公正な取引を行い、取引価格を操作するような行為はしない。

【説明】

担保物件の換価処分取引においては、その市場が未成熟であるものが多いこと等から、常に透明性が高いとは言い難い状況にある。このため、例えば、事前に連鎖的な取引を約束し、第一次の買取者が第二次以降の買取者からマージンを取るため買取り価格を操作することが容易な場合も想定される。このような行為は、貸し手、借り手双方に不利益を生じさせることはもちろん、市場の健全な発達を阻害する恐れがある。

したがって、貸し手が処分業務（全部または一部）を外部の事業者へ委託した場合の当該処分事業者は、担保物件の換価処分取引においては常に公正な取引の維持に心がけ、実行するとともに、取引価格を操作するような行為を行ってはならない。

5．処分の独立性の確保

処分事業者は、ABL に係る評価やモニタリング等の業務を併せて行う場合には、原則として、評価額やモニタリング結果を前提とした換価処分は実施しない。

【説明】ABL は、評価、モニタリング、処分が一連の業務として構成されるが、貸し手がそれらの業務（全部または一部）を外部の事業者へ委託する際に、例えば、評価業務と処分業務の両方を同一事業者が受託した場合には、当該事業者内部で利益相反が生じる可能性がある。（例えば、評価においては高い評価額が委託者から歓迎されるが、換価処分においては低い金額での換価の方が容易であることから、このような利益相反に対処するため、評価額を低めに設定して自らが買取り、実際には高値で換価して利益を確保する、といった行動を誘発する可能性がある。）

このため、ABL に係る担保物件の評価やモニタリング等の業務を併せて行う処分事業者は、貸し手が処分すると判断した担保物件の換価処分の実施に際して、評価額やモニタリングの結果に左右されず、条件の良い換価処分を行う内部ルールの確立や業務の実施が求められる。

なお、処分業務においては、いわゆる「買取保証」といった手法も存在するが、これに関しては、評価実施時点で、予め当該評価額をベースとした買取可能価格をコミットするに過ぎないので、そのことをもって評価額を前提とした換価処分に該当するものではないと考えられる。

6．処分に関する情報の機密保持

貸し手及び処分事業者は、借り手に対して無用な害を及ぼすことがないよう、担保物件の処分に関する情報の機密保持を厳守する。

【説明】担保物件の処分に関する情報は、借り手にとっては機密性の高い情報であり、また、それが第三者に漏れた場合には、借り手への風評を含め、無用の害を及ぼす可能性が高い。

このため、貸し手及び貸し手が処分業務（全部または一部）を外部の事業者へ委託した場合の処分事業者は、法令に基づく命令など止むを得ない場合を除き、担保物件の処分に関する情報の機密保持に十分留意する必要がある。

7．処分物件に関する法令等の遵守

貸し手及び処分事業者は、処分物件の販売等に係る法令等の遵守を徹底する。

【説明】担保物件を処分する場合、物件によっては、その販売等に関し諸規制が存在する場合がある。具体的には、販売の許認可、輸出（又は先国での輸入）規制、廃棄物処理に関する規制、ブランド品等の場合の廉価販売制限等が想定されるが、貸し手及び貸し手が処分業務（全部または一部）を外部の事業者に委託した場合の処分事業者は、これらに十分に留意し、適法に処分する必要がある。

8．余剰（清算金）の返還

貸し手は、換価処分額から被担保債権額及び担保権の実行に要する費用の合算額を差し引いて余剰がある場合は、その余剰（清算金）を担保設定者に返還する。

【説明】

担保物件の換価処分終了後の清算手続きについては、貸し手は、換価処分の結果、被担保債権額（融資額、利息、損害金等）及び担保権の実行に要する費用の合算額を上回る額（余剰（清算金））については、担保設定者に返還しなくてはならない。